

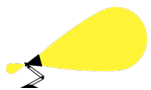
事業承継に 関わる制度

2019年5月

ちえてらすコンサルティング

中小企業診断士

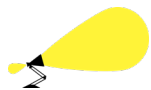
中村剣



中小企業診断士とは

中小企業診断士は、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家です。法律上の国家資格として、「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録します。

中小企業診断士制度は、中小企業者が適切な経営の診断及び経営に関する助言を受けるに当たり、経営の診断及び経営に関する助言を行う者の選定を容易にするため、経済産業大臣が一定のレベル以上の能力を持った者を登録するための制度です。



中村剣（なかむらけん）

【得意とする経営テーマ】

経営改善計画策定支援、ICT活用、知的資産経営、創業支援、ソーシャルビジネス

【得意とする産業分野】

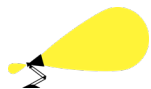
サービス業、製造業 ほか

【公職等】

一般社団法人長野県中小企業診断協会 理事
一般社団法人信州アルプス大学校 代表理事
塩尻市商工業振興審議会委員

【保有資格等】

中小企業診断士（経済産業大臣認定 登録番号：411049）
経済産業省 経営革新等支援機関（105020001010）
日本FP協会 AFP（登録番号：51300392）
日本ソムリエ協会 ワインエキスパート、SAKE DIPLOMA
ネットワークスペシャリスト（経済産業省認定 情報処理技術者）
全国相続協会 円満相続遺言支援士



【実績】

コンサルティング・経営診断等

- ◇ 経営改善計画策定支援（飲食業・製造業・小売業等）
- ◇ 経営診断（飲食業・製造業・小売業・宿泊業等）
- ◇ ICT活用支援（ホームページ、SNS活用等）
- ◇ 女性向け創業支援
- ◇ 補助金・助成金申請の支援（ものづくり補助金等々）
- ◇ 長野県よろず支援拠点相談対応（売上拡大、経営改善、創業、SNS活用等）
- ◇ 県商工連エキスハートバンク・ミラサポ専門家派遣
- ◇ ホームページ制作
- ◇ 飲食店向けワイン会プロデュース
- ◇ 執筆業務（女性向け創業支援サイト、中小企業診断ニュース等）

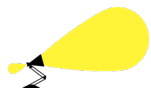
等々

研修・セミナー

- ◇ 創業セミナー（松本市、富士見町、原村、伊那市、辰野町等）講師
- ◇ SNS活用セミナー（金融機関主催）講師
- ◇ 日本ソムリエ協会ワイン検定講師

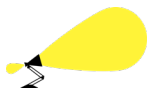
等々

※2019年3月現在

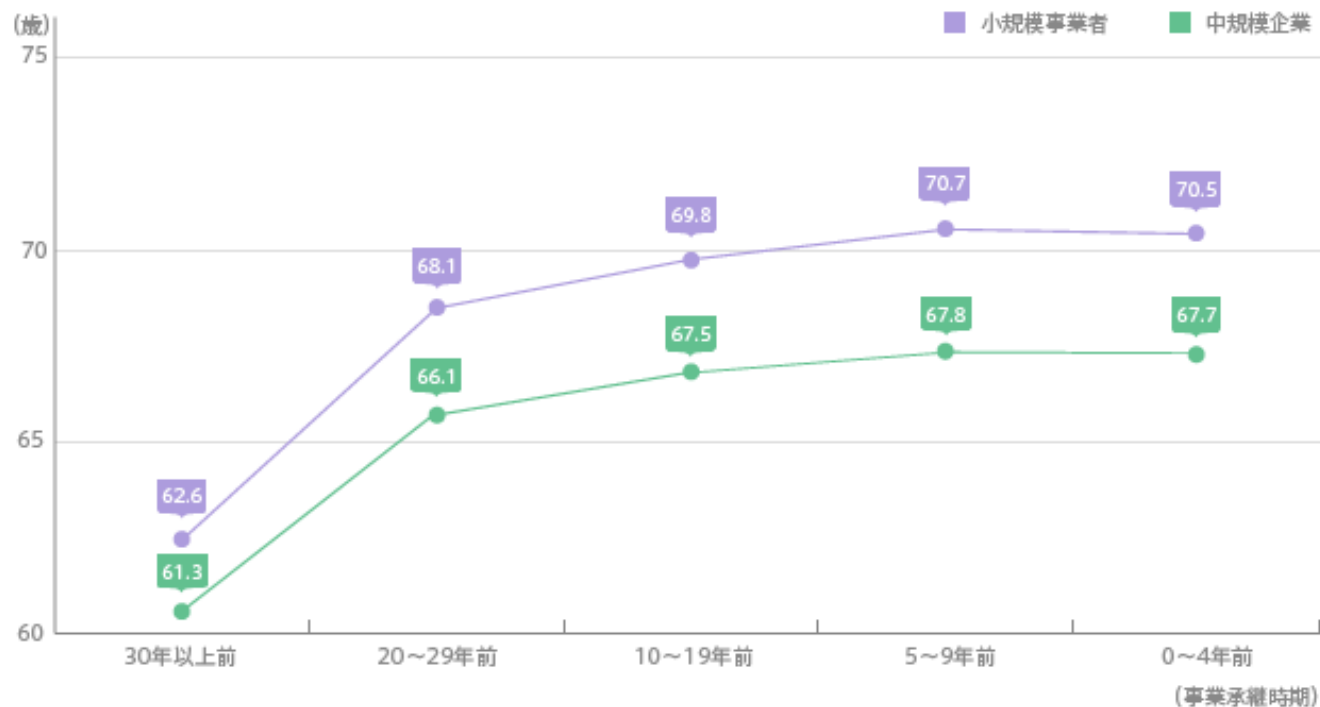


事業承継を取り巻く状況

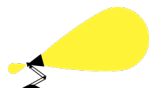
少子化が進んでいる現状において、経営者の子ども以外への事業承継を検討することが企業存続のために必要とされる今、「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」により、中小企業・小規模事業者の事業承継を取り巻く状況を見ていきます。



経営者の平均引退年齢の推移

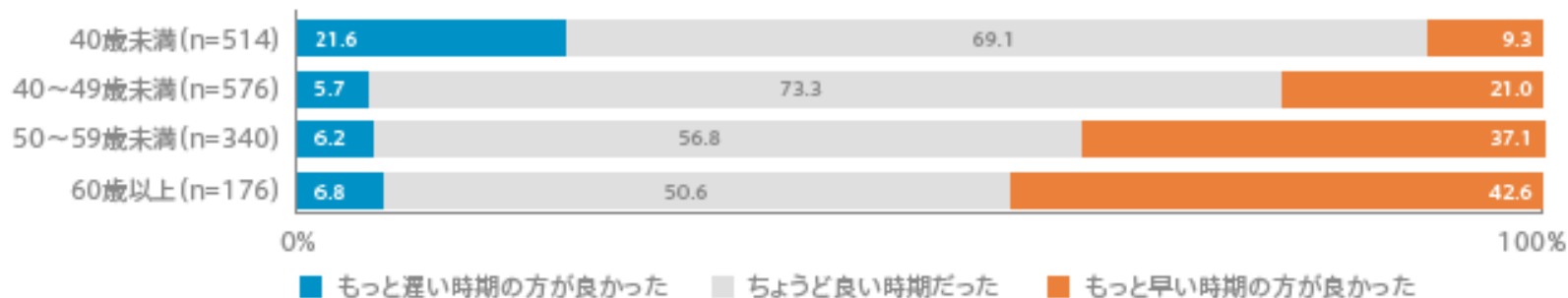


資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

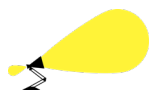


事業承継のタイミング

	事業承継のタイミング			参 考
	もっと遅い時期の方が良かった	ちょうど良い時期だった	もっと早い時期の方が良かった	最近5年間の現経営者の事業承継時の平均年齢
現経営者の事業承継時の平均年齢	38.5歳 (n=177)	43.7歳 (n=1,059)	50.4歳 (n=370)	50.9歳 (n=898)



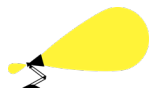
資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
 (注) 事業承継のタイミングについて、「分からない」と回答した企業は除いている。



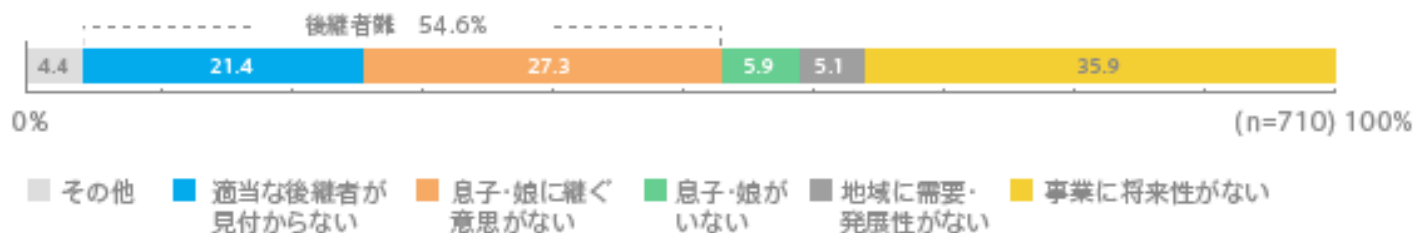
経営者引退後の 事業継続についての方針



資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
(注) 1. 経営者の年齢が50歳以上の企業を集計している。
2. 「事業を継続させたい」と回答する企業には、事業の売却を検討している企業を含む。

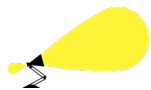


小規模事業者の廃業理由

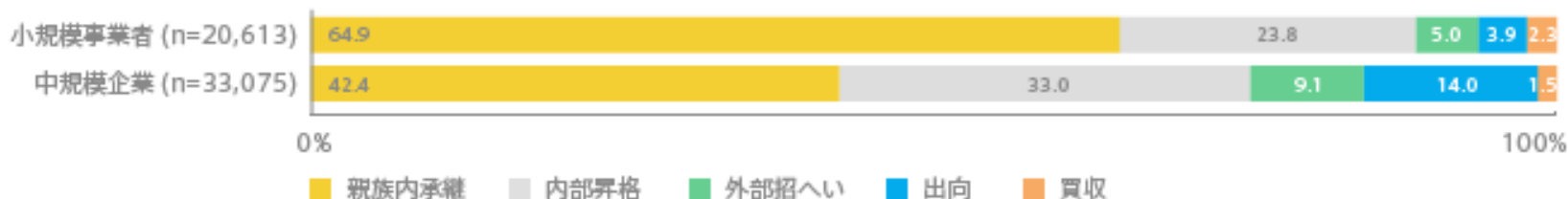


資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

- (注) 1. 今後の事業運営方針について「廃業したい」、又は、経営者引退後の事業継続について「事業をやめたい」と回答した、経営者の年齢が50歳以上の小規模事業者を集計している。
2. 「その他」には、「従業員の確保が難しい」を含む。

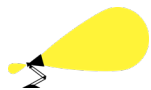


現経営者の承継形態

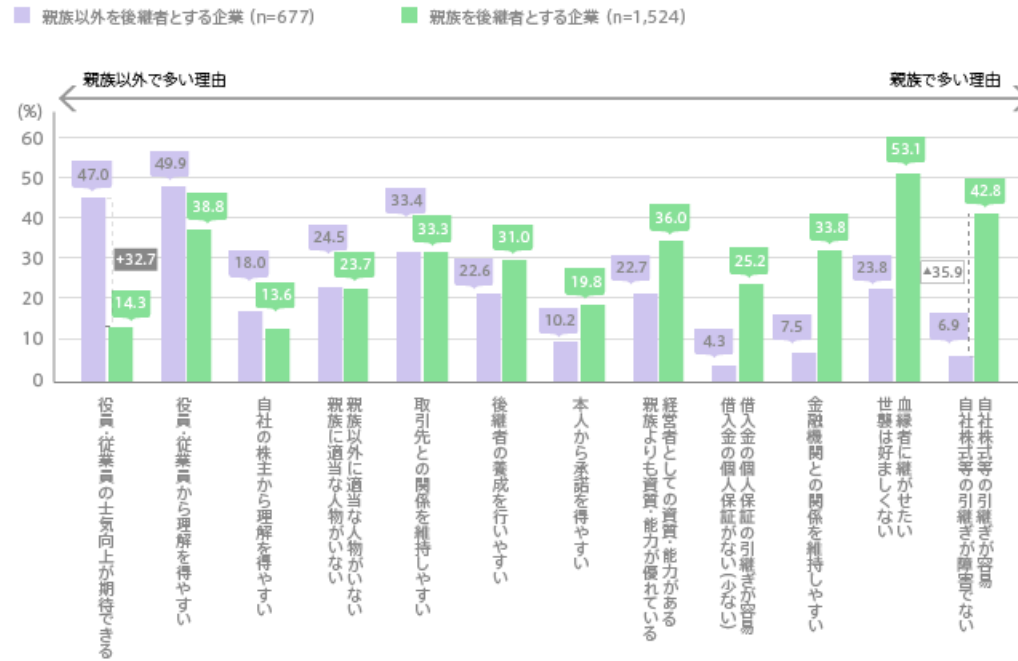


資料: (株)帝国データバンク「信用調査報告書データベース」、「企業概要データベース」再編加工

- (注) 1. 2012年末時点データと2007年末時点のデータを比較し、社長が交代している企業について承継形態を集計している。
2. 承継形態が「創業者の再就任」、「分社化の一環」並びに「不明」の企業は除いて集計している。
3. ここでいう「内部昇格」とは、経営者の親族以外の社内の役員や従業員が経営者に昇格することをいう。
4. ここでいう「外部招へい」とは、当該企業が能動的に外部から経営者を招くことをいう。
5. ここでいう「出向」とは、外部(親会社等)から当該企業に受動的に経営者が送り込まれることをいう。
6. ここでいう「買収」とは、合併又は買収を行った企業側の意向により経営者が就任することをいう。

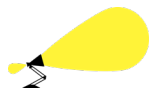


中小企業の親族/親族以外を後継者とする理由

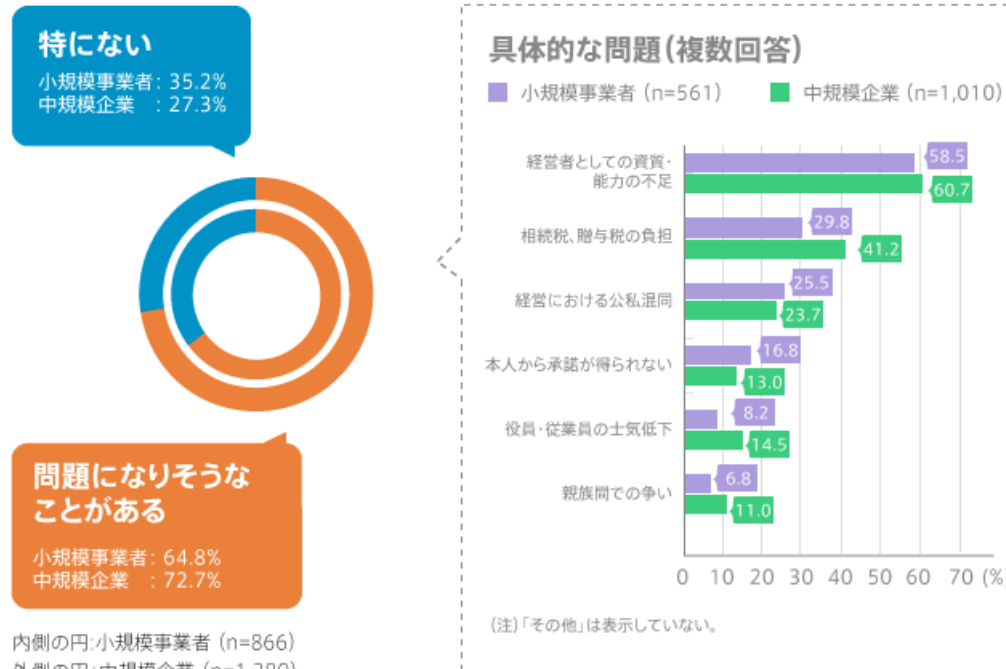


資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

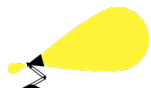
- (注)
1. 常用従業員数1人以上の企業を集計している。
 2. 「特になし」と回答した企業は除いている。また、「その他」は表示していない。
 3. 後継者には、後継者候補を含む。また、自社株式等には、事業用資産を含む。



親族に事業を引き継ぐ際の問題



資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
(注) 小規模事業者については、常用従業員数1人以上の事業者を集計している。



親族以外に 事業を引き継ぐ際の問題

特でない

小規模事業者：39.3%
中規模企業：36.7%



問題になりそうな ことがある

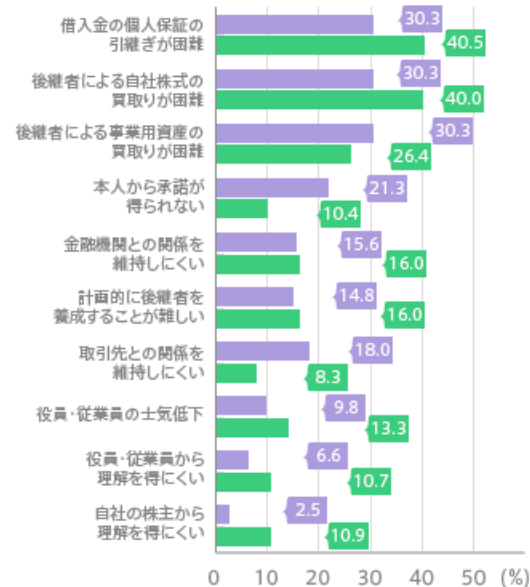
小規模事業者：60.7%
中規模企業：63.3%

内側の円：小規模事業者 (n=201)
外側の円：中規模企業 (n=592)

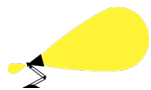
資料：中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
(注) 小規模事業者については、常用従業員数1人以上の事業者を集計している。

具体的な問題(複数回答)

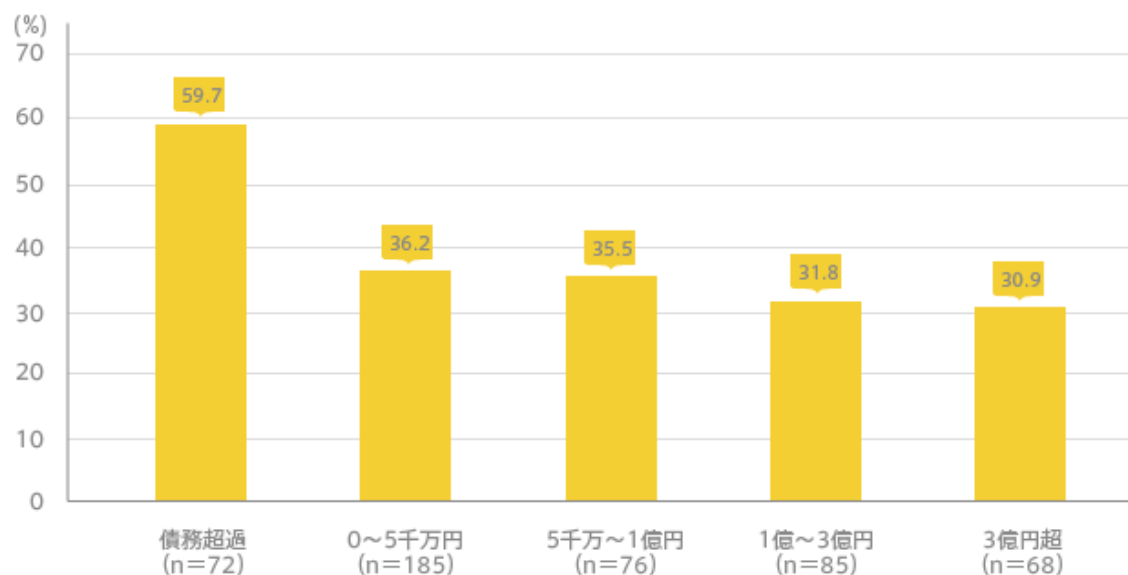
■ 小規模事業者 (n=122) ■ 中規模企業 (n=375)



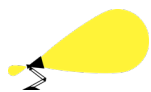
(注)「その他」は表示していない。



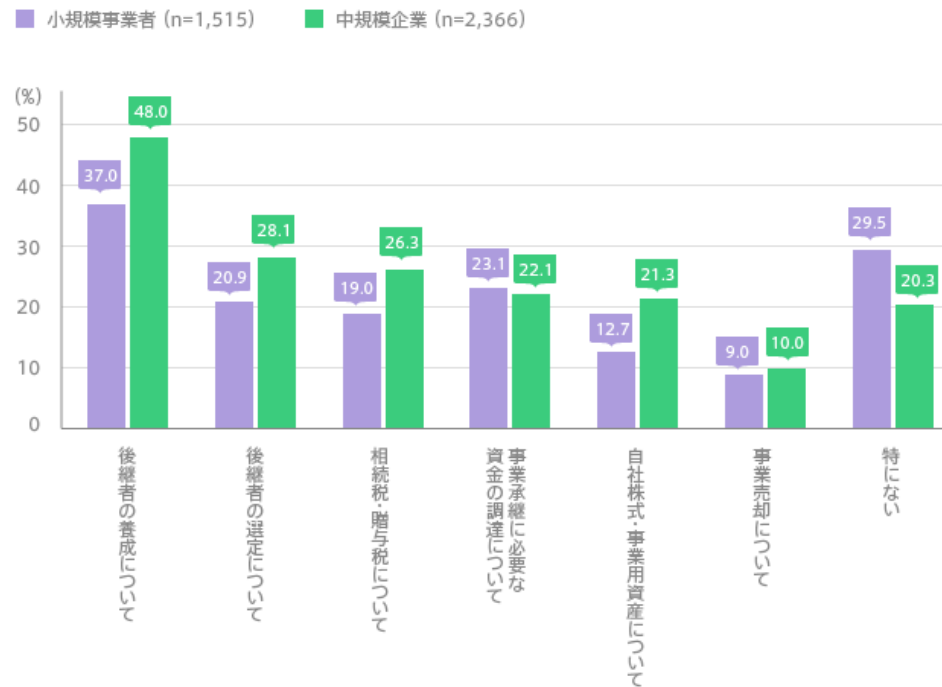
親族以外に事業を引き継ぐ際の問題として借入金の個人補償の引継ぎが困難と回答する企業の割合



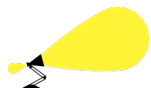
資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
(注) 親族以外に事業を引き継ぐ際に問題になりそうなことを、1項目以上回答した企業を集計している。



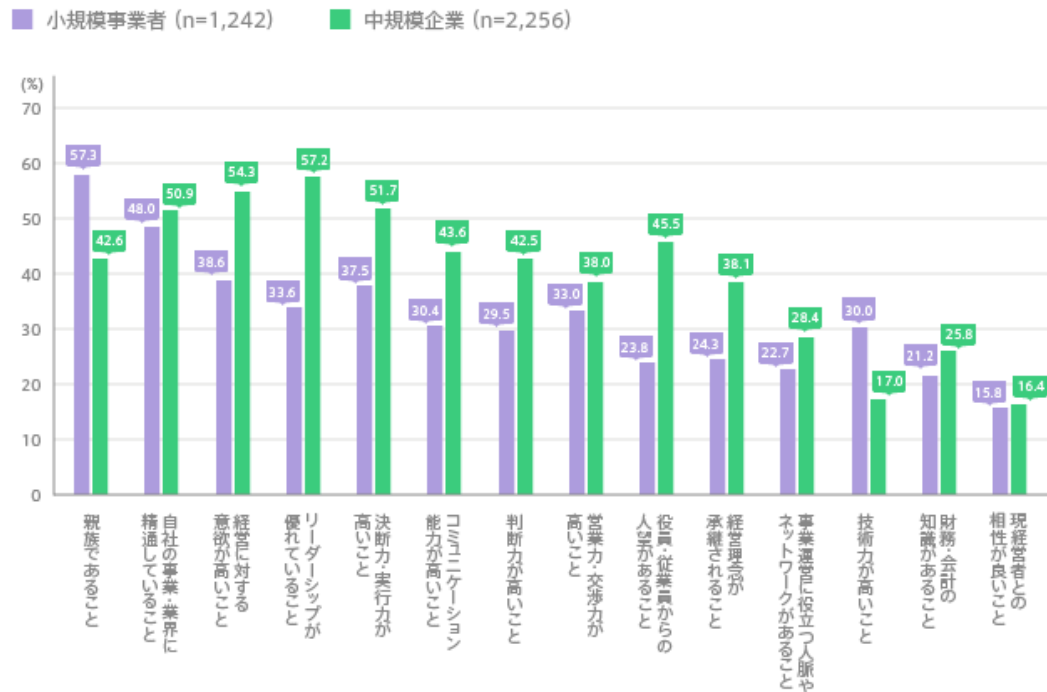
特に关心のある事業承継の知識



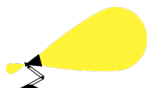
資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
(注) 1. 経営者の年齢が50歳以上の企業を集計している。
2. 「その他」は表示していない。



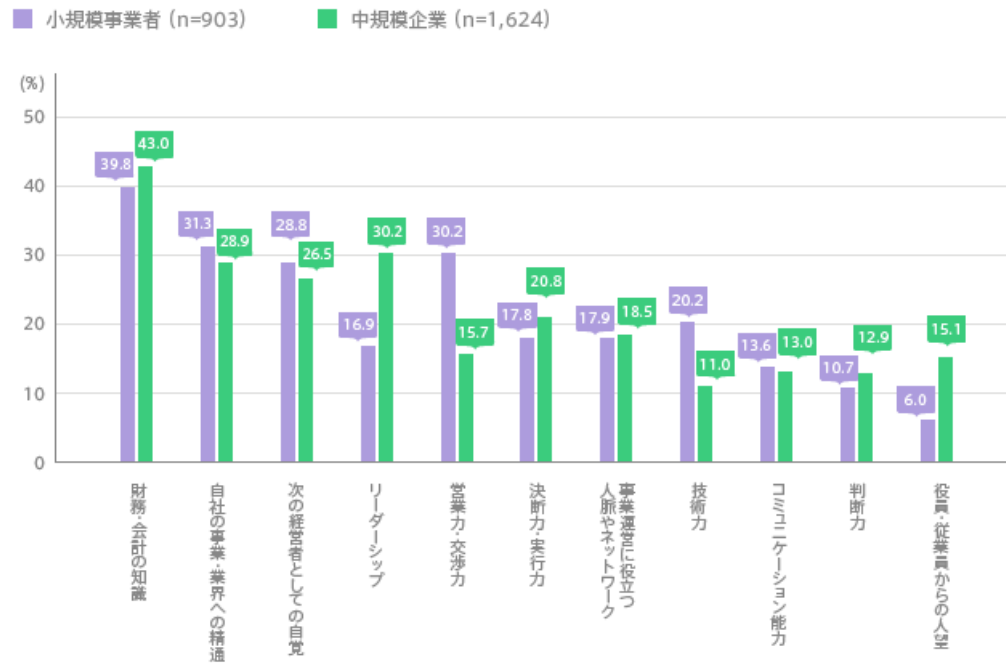
後継者を決定する際に重視すること



資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
 (注) 1. 小規模事業者については、常用従業員数1人以上の事業者を集計している。
 2. 「その他」は表示していない。



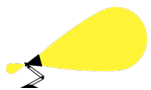
後継者に不足している能力等



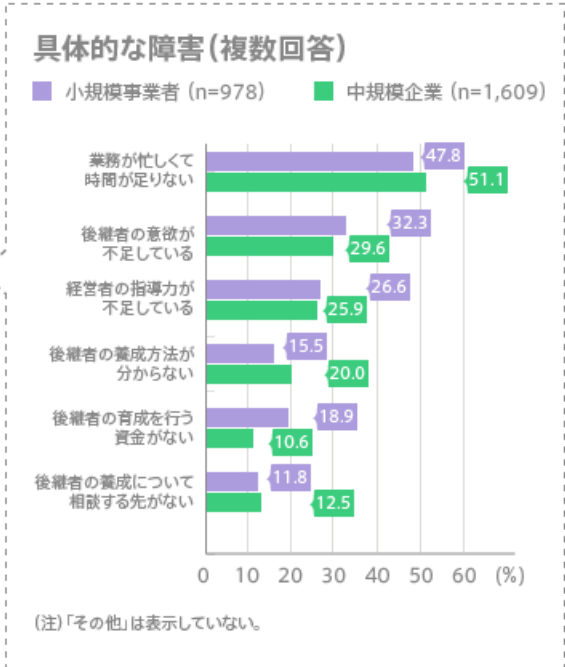
資料：中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

(注)

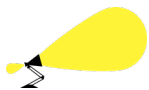
1. 最大3項目までの複数回答。
2. 小規模事業者については、常用従業員数1人以上の事業者を集計している。
3. 「その他」は表示していない。
4. 後継者には、後継者候補を含む。



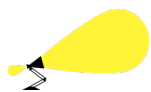
後継者の養成における障害



資料:中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

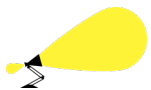


後継者に承継する3つの要素

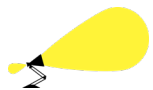


事業承継の準備

- 経営の「見える化」
客観的な財務状況、目に見えない強みの洗い出し
- 会社の「磨き上げ」
経営のスリム化、本業の競争力アップ
- 事業承継
円滑な引き継ぎ
- 会社・事業の将来

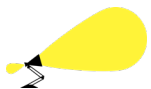


施策



経営承継円滑化法

- 事業承継税制
- 遺留分に関する民法の特例
- 経営承継円滑化法による金融支援



事業承継税制

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制)

(相続税・贈与税)

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。
- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

改正後

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正後

- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

事業承継補助金

事業承継・M&Aをきっかけとした、事業者の新しいチャレンジを応援します!



平成30年度
第2次補正

受け継ぐ想いに、チカラを。

事業承継補助金

事業承継補助金とは?

事業承継補助金は、事業承継やM&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する制度です。経営者の交代後に経営革新等を行う場合(I型)や事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合(II型)に、必要な経費を補助します。

2016年4月1日~2019年12月31日の間に事業承継を行う必要があります。

／ 経営者交代による承継の後に経営革新等を行う方を支援! ／

I型：後継者承継支援型

●対象となる取り組み：親族の承継／外部人材招聘など



米菓製造・販売を営むY社は、先代からの事業承継をきっかけに「ハラル認証+グルテンフリー」の高品質米菓の生産のため、本補助金を利用して新たに餅つき機を導入。生産性の向上を実現し、欧米への販路開拓を目指している。

フロー



先代経営者



経営者交代

新商品の
開発など



後継者

事業所や既存事業の
廃止等の事業整理(事業転換)を
行う場合補助額を上乗せします!

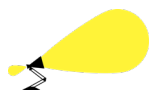
廃止・処分費等が発生した場合に限り、
事業転換とみなされます!

I型：後継者承継支援型

補助率	2/3以内 ^{※1}	1/2以内
補助上限額	200万円	150万円



上乗せ額	+300万円	+225万円
------	--------	--------

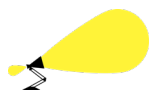


経営者保証に関する ガイドライン

経営者保証に関するガイドラインは、経営者の個人保証について、

- (1) 個人保証を求めないこと
- (2) 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を判断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に依りて100万円～360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- (3) 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

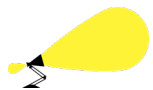
などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援します。
第三者保証人についても、上記(2),(3)については経営者本人と同様の取扱となります。



ローカルベンチマーク

ローカルベンチマークは、企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール（道具）として、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるものです。

具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気付き、早期の対話や支援につなげていくものです。



知的資産経営報告書

事業価値を高める経営レポート

商号: 作成日: 年 月 日

キャッチフレーズ

I. 経営理念(企業ビジョン)

II. 企業概要

II-1. 企業概要

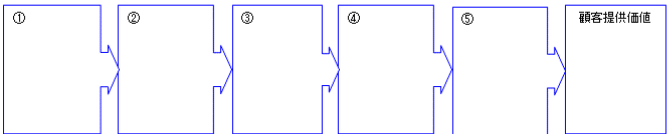
II-2. 沿革

・
・
・

II-3. 受賞歴・認証・資格等

・
・
・

III-1. 内部環境(業務の流れ)



業務の流れ	他社との差別化に繋がっている取組
①	
②	
③	
④	
⑤	
顧客提供価値	

III-2 内部環境(強み・弱み)

【自社の強み】	【自社の弱み】(経営課題)
【その理由・背景】	【その理由・背景】

IV. 外部環境(機会と脅威)

機会	取組の優先順位

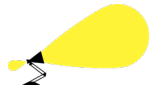
脅威	取組の優先順位

V. 今後のビジョン(方針・戦略)

外部環境と知的資産を踏まえた今後のビジョン	①	
	②	
	③	
今後のビジョンを実現するための取組		

VI. 価値創造のストーリー

	【過去～現在のストーリー】 (年～ 年) 知的資産の活用状況	【現在～将来のストーリー】 (年～ 年) 知的資産の活用目標
知的資産 = KPI	人的資産 <small>※従業員が退職時に一緒に持ち出す知識(ノウハウ)・経験・技能、モチベーション、顧客との関係など)</small>	人的資産
	構造資産 <small>※従業員が退職時に企業内に蓄積する知識(ノウハウ、マニュアル、ノウハウ、ノウハウなど)</small>	構造資産
	関係資産 <small>※企業間の取引関係に付帯した全ての関係(顧客、産学、金融機関などとの関係など)</small>	関係資産
	その他 <small>※上記分類に属さないもの(実業、政策など)</small>	その他
KG I	【現在】	【将来】

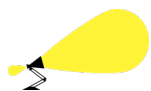


経営改善計画策定支援事業

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えており金融支援が必要な中小企業・小規模事業者の多くは、自ら経営改善計画等を策定することが難しい状況です。こうした中小企業・小規模事業者を対象として、中小企業経営強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて経営改善計画などの策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進します。

1 経営改善計画を策定し、審査に通ると金融機関から各種の
金融支援（借入条件変更・借換・借入金一本化・新規融資等）を受けられます。

2 顧問先企業での費用負担が必要ですが、認定支援機関の関与により
国からその費用の2/3の補助金（上限200万円）を受けられます。



経営力向上計画

(1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

国
(事業分野別の主務大臣)

申請 ↑ ↓ 認定

経営力向上計画

中小企業者等
(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

【支援措置】

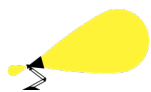
- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択
- 他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減
- 業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援

申請を
サポート

経営革新等支援機関

例

産工会議所 産工会 中中会



相談窓口

- よろず支援拠点
- 経営改善支援センター
- 事業承継引継ぎセンター

- 長野県専門家派遣事業
- ミラサポ

